

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 N―（一―アダマンチル）――〔（テトラヒドロ ―二H―ピラン―四―イル）メチル〕―一H―インダゾ ール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十五 N―（二―アダマンチル）――〔（テトラヒドロ ―二H―ピラン―四―イル）メチル〕―一H―インダゾ ール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十六〇五十二（略）</p> <p>五十三 二―（エチルアミノ）―二―（チオフエン―二― イル）シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>五十四〇百四十八（略）</p> <p>百四十九 N―（二―フェネチルピペリジン―四―イル） ―N―フェニルブタンアミド及びその塩類</p> <p>百五十〇百六十三（略）</p> <p>百六十四 二―（二―フルオロフェニル）―三―メチルモ</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十四〇五十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十一〇百四十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百四十六〇百五十九（略）</p> <p>（新設）</p>

ルフロリン及びその塩類

百六十五～二百八 (略)

二百九 | メチル | 三 | (三・四 | ジクロロフェニル) | 八

| | メチル | 八 | アザビシクロ | (三・二・一) | オクタン |

二 | カルボキシレート及びその塩類

二百十 | 二百六十二 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一 | 四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	二   (エチルアミノ)	(略)
(略)	(略)	二   (チオフェン   二	(略)
(略)	(略)	イル) シクロヘキサノン	(略)
(略)	(略)	、その塩類及びこれらを	(略)
(略)	(略)	含有する物	(略)
(略)	(略)	に   限る。	(略)
(略)	(略)	使用する場合以外の場合	(略)
(略)	(略)	に   限る。	(略)
(略)	(略)	二   (エチルアミノ)	(略)
(略)	(略)	二   (チオフェン   二	(略)
(略)	(略)	イル) シクロヘキサノン	(略)
(略)	(略)	、その塩類及びこれらを	(略)
(略)	(略)	含有する物	(略)
(略)	(略)	に   限る。	(略)
(略)	(略)	使用する場合以外の場合	(略)
(略)	(略)	に   限る。	(略)
(略)	(略)	學術研究又は試験検査の	(略)
(略)	(略)	用途 (ただし、第一号に	(略)
(略)	(略)	掲げる者における場合を	(略)
(略)	(略)	除き、かつ、人の身体に	(略)
(略)	(略)	使用する場合以外の場合	(略)
(略)	(略)	に   限る。	(略)

百六十 | 二百三 (略)

(新設)

二百四 | 二百五十六 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一 | 四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	イン   ダン   二   アミン、	(略)
(略)	(略)	その塩類及びこれらを含	(略)
(略)	(略)	有する物	(略)
(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	N   エチル   一   (四	(略)
(略)	(略)	メトキシフェニル)   プロ	(略)
(略)	(略)	パン   二   アミン、その	(略)
(略)	(略)	塩類及びこれらを含むす	(略)
(略)	(略)	る物	(略)
(略)	(略)	元素又は化合物に化学反	(略)
(略)	(略)	応を起こさせる用途	(略)

